

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款 (新旧対照表)

新	旧
<p>(係員の指示)</p> <p>第2条 旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、<u>車掌、特定自動運行保安員（旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第1項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。）</u>その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p>	<p>(係員の指示)</p> <p>第2条 旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、<u>車掌</u>その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p>
<p><u>(応急手当の協力の求め)</u></p> <p><u>第2条の2 当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 旅客が<u>乗務員(特定自動運行保安員を除く。)</u>及び<u>特定自動運行保安員（道路運送法施行規則第6条第1項第九号に規定する特定自動旅客運送を行う場合に限る。）</u>の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>(7)～(11) (省略)</p>	<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 旅客が<u>乗務員</u>の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>(7)～(11) (省略)</p>
<p>(省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この運送約款は、令和8年5月1日から適用します。</u></p>	<p>(省略)</p>